

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 8 月 3 日

東京都港区港南一丁目 7 番 1 号
ソニーグループ株式会社
代表執行役 吉田 憲一郎

当社は、ソニー株式会社（本店所在地：東京都港区港南一丁目 7 番 1 号。以下「SEC」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、本分割契約に定める当社の権利義務を SEC に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容
別紙 1 のとおりです。
2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項
SEC は本吸収分割に際して吸収分割会社である当社に対して SEC の株式その他の金銭等の交付を行いませんが、当社は SEC の発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当であると判断しております。
3. 新株予約権の定め の 相当性に関する事項
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
自己株式の取得枠設定

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法及び当会社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定することを決議しました。

- ①取得し得る株式の総数：2,500万株（上限）
- ②株式の取得価額の総額：2,000億円（上限）
- ③取得期間：2022年5月11日～2023年5月10日

6. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社である当社の債務の履行の見込みについて

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社である SEC が吸収分割会社である当社から承継する債務の履行の見込みについて

SEC の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても SEC の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に SEC の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、SEC が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付)



吸収分割契約書



ソニーグループ株式会社（以下、「甲」という。）及びソニー株式会社（以下、「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割により、甲における部品・原材料・生産設備等に関する調達契約の締結・維持その他管理など甲の調達管理部において行う事業（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：ソニーグループ株式会社

本店所在地：東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：ソニー株式会社

本店所在地：東京都港区港南一丁目7番1号

第3条（本吸収分割の効力発生日等）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。但し、吸収分割手続の必要性その他の事由により変更が必要な場合、甲及び乙の間で協議し合意により、これを変更することができる。

第4条（本吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受とする。

第5条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第6条（本吸収分割の承認に係る株主総会）

甲は、会社法第784条第2項の規定する簡易吸収分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第7条（法令上の手続の実行等）

1. 甲及び乙は、本吸収分割を実行するために必要な手続（本吸収分割を実行するために必要な会社法を含む法令上の手続を含むが、これに限らない。）について相互に協力するものとする。
2. 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙に経営上重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合には、甲及び乙の間で協議し合意により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降においても、本事業に関し、法令によるものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

（以下、余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙双方捺印の上それぞれ各 1 通を保管する。

2022 年 7 月 27 日

甲：

東京都港区港南一丁目 7 番 1 号

ソニーグループ株式会社

代表執行役 吉田 憲一郎



乙：

東京都港区港南一丁目 7 番 1 号

ソニー株式会社

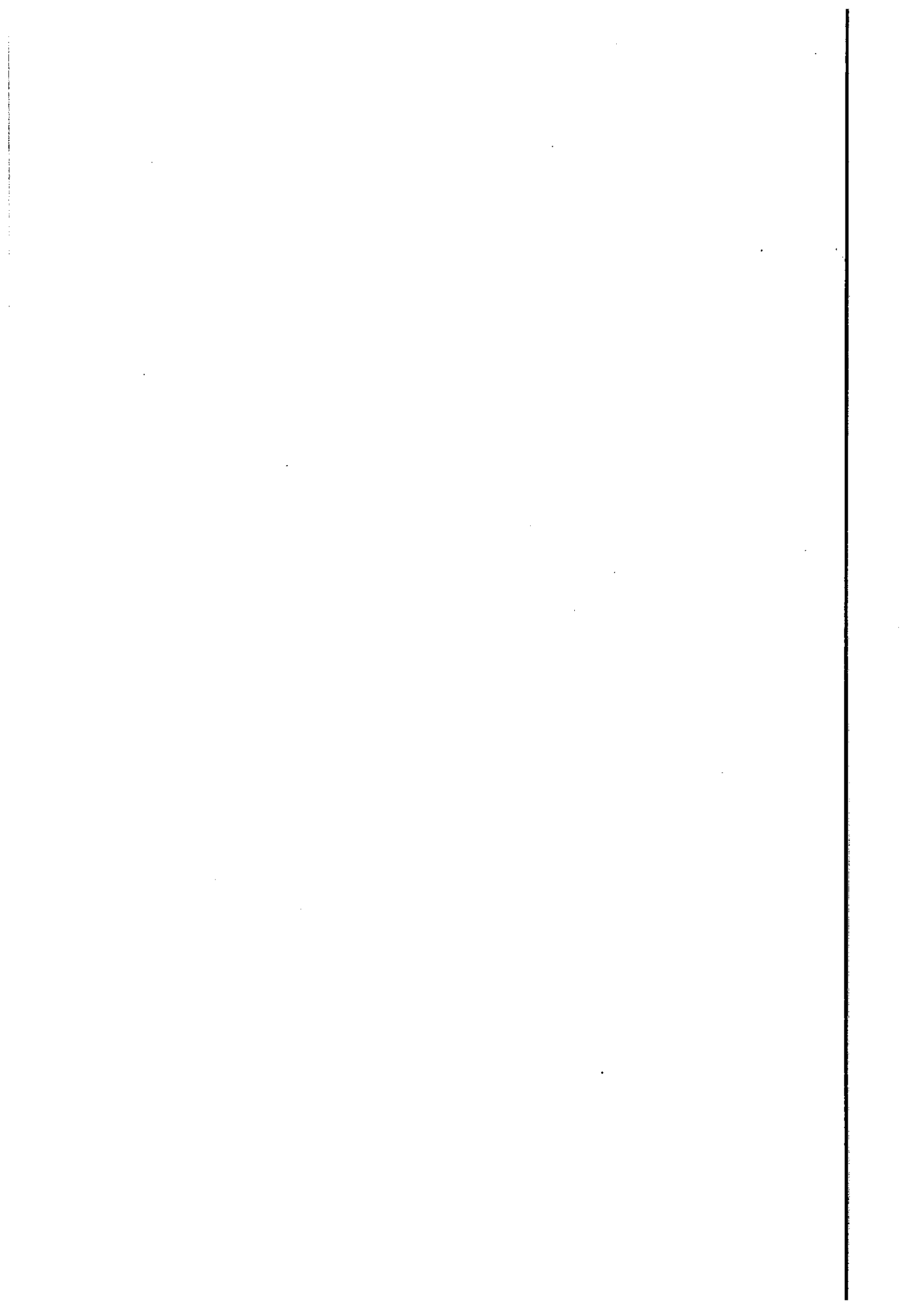
代表取締役 榎 公雄



承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務は次のとおりとする。

効力発生日時点において甲が本事業に関連して自己の名義で締結している、エンタテインメント・テクノロジー&サービス (ET&S) 領域外のソニーグループ会社も発注者とすることができる部品・原材料・生産設備等の売買及び/又は請負に関する基本契約書、グリーンパートナー環境品質認定合意書、及び検査の委任に関する合意書、並びに SPIRITS 承諾書及び調達関連システム利用に関する承諾書（それらの付帯契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務。但し、上記基本契約書に基づく個別契約のうち、甲名義で締結されたものに係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を除く。





別紙2 SECの最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

（次頁以降に添付）



2021 年度

事業報告

附属明細書

計算書類

附属明細書

自 2021 年4月1日

至 2022 年3月 31 日

ソニー株式会社

監査報告書

私は、2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度におけるソニー株式会社の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につきまして、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要なサイトにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係るソニー株式会社の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

1. 監査の結果

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月3日

ソニー株式会社

監査役

是永浩利(是永)

2021 年度

事業報告

自 2021 年4月1日

至 2022 年3月 31 日

ソニー株式会社

1. 企業の現況に関する事項

(1) 全般的な営業の概況

2021年度は、2020年度から続く新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を残しつつ、世界中で経済活動との両立が模索されました。また、2022年2月にロシアがウクライナに軍事侵攻したことに端を発する経済制裁発動や物価高など、世界経済の先行き不安や地政学リスクが高まりつつあります。

日本経済は、サービス消費への下押し圧力や供給制約はあったものの、外需の増加や緩和的な金融政策、政府の経済対策効果にも支えられて回復がみられました。しかし、円安の進展やエネルギー価格上昇が進むなど、不確実性が高まっています。

ソニーは、2021年4月1日付で「ソニーグループ株式会社」と新生「ソニー株式会社」(以下「当社」)を発足し、新しいグループ経営体制に移行しました。連結業績としては、祖業であるエレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション分野での増益などが貢献し、連結営業利益は過去最高を上回る水準を達成しております。なお、当連結会計年度より従来の米国会計基準に替えて国際財務報告基準(IFRS)を適用しています。また、ソニーはウクライナおよび周辺国での継続的な人道支援に役立てるため、グループ全体で国際機関やNGO団体に対する寄付や製品寄贈などの支援活動を実施しています。

引き続き景気動向や地政学リスクを注視しつつ、中期経営計画に基づき、長期視点で持続的に社会価値と経済価値を創出できるよう取り組むとともに、グローバルカンパニーとしての社会的責任も果たしてまいります。

このような状況下、当社は、前述したとおり、2021年4月1日付をもって、ソニーエレクトロニクス株式会社(以下「SEC」)、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社(以下「SIPS」)、ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社(以下「SHES」)及びソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社(以下「SOMC」)の四社を統合し、「ソニー株式会社」として発足しております。会社統合前は、個別事業の競争力最大化を目指した事業構造でありましたが、新会社発足後は、エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション事業の全体戦略の実行を可能とする事業構造へと変革を図っており、収益性維持と成長戦略を両立する事業構造の確立を進めております。

2021年度の当社の売上高は1,425,640百万円(前年度比1,273,340百万円増)、税引前当期純利益は136,319百万円(前年度比127,298百万円増)、当期純利益は143,753百万円(前年度比114,096百万円増)となりました。

(2) 過去三年間の営業成績及び財産の状況

(単位:百万円)

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
売上高	283,834	186,656	152,300	1,425,640
当期純利益又は 当期純損失	△ 161,682	△ 25,896	29,657	143,753
一株当たり当期純利益 又は当期純損失	△ 2,694,650.26 円	△ 431,588.07 円	494,266.79 円	863,999,362.29 円
総資産	165,824	116,529	123,718	587,398

(注)当社は2021年4月1日付で、SOMCを存続会社、SEC、SIPSおよびSHESを消滅会社とする吸収合併を行いました。2021年度にはSEC、SIPSおよびSHESの事業の売上高及び利益を含んでおります。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、未だに収束の時期を見通すことができない、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大や、年度後半に勃発したロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発する地政学リスクの高まりにより、不確実性が高い状況であるのに加えて、物流費の高騰や、半導体などに代表される部品逼迫リスクの高まり等、今後も厳しい経営環境が予想されます。このような厳しい状況下、当社は、独自の高い技術力と、高いデザイン性及び使いやすさを追求した、顧客に「感動」をもたらす付加価値の高い商品・サービスの提供により、他社との差異化を図ってまいります。加えて、フレキシブルな生産体制や、オンライン販売体制の強化などにより、徹底したリーノオペレーションを推進することで、安定した収益基盤の維持・更なる強化を図ってまいります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

当事業年度中の定時株主総会の翌日以降、当事業年度末までに在任した役員は下記の通りです。

氏名	地位および担当
榎 公雄	代表取締役社長
吉田 憲一郎	取締役会長
高木 一郎	取締役副会長
十時 裕樹	取締役
石塚 茂樹	取締役
勝本 徹	取締役
是永 浩利	監査役

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

4. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について令和3年4月1日の取締役会において以下のような決議を行いました。

当社並びに当社子会社(以下、総称して「当社グループ」という。)の内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制

1-1. 当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、ソニーグループのすべての役員及び従業員が遵守すべき基本的な内部規範を定めた「ソニーグループ行動規範」その他重要なソニーグループ共通の方針・規則を採択し、また、これらの重要なソニーグループ共通の方針・規則に基づき、当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行に関する体制や規程その他の方針・規則を定める。
- 2) 当社のコンプライアンス担当部署は、当社におけるコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進する。また、当社グループ各社のコンプライアンス担当部署は、当社のコンプライアンス担当部署と連携し、当社グループ各社におけるコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進する。
- 3) 当社のコンプライアンス担当部署は、「ソニーグループ行動規範」その他の重要なソニーグループ共通の方針・規則、並びに、コンプライアンスに関する当社及び当社グループの方針・規則を、当社の役員及び従業員に継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。当社グループ各社のコンプライアンス担当部署は、当社のコンプライアンス担当部署と連携し、「ソニーグループ行動規範」その他の重要なソニーグループ共通の方針・規則、並びに、コンプライアンスに関する当社グループ及び当社グループ各社の方針・規則を、当社グループ各社の役員及び従業員に継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。
- 4) 当社の監査役は、取締役会に出席する等、法令に定める権限を行使し、当社の取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを当社の内部監査担当部署と連携・協力の上、監視し、検証する。当社グループ各社の監査役は、取締役会に出席する等、法令に定める権限を行使し、当社グループ各社の取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを当社グループ各社の内部監査担当部署と連携・協力の上、監視し、検証する。
- 5) 法令、社内規則違反に関する報告や問題提起を奨励するために、通常の指揮命令系統から独立したソニーグループ共通の内部通報制度を当社グループ各社で運用する。
- 6) 当社は、業務執行に係る意思決定の適正を担保するため、「ソニーグループ決裁規程」および「ソニー株式会社決裁規程」による適切な意思決定を行うことを確保する。当社グループ各社は、業務執行に係る意思決定の適正を担保するため、「ソニーグループ決裁規程」および「ソニー株式会社決裁規程」並びにそれらを踏まえて制定する当社グループ各社の決裁規程による適切な意思決定を行うことを確保する。
- 7) 当社は、親会社であるソニーグループ株式会社が構築・維持する「情報開示に関する統制と手続 (Disclosure Controls and Procedures)」に準拠した体制を構築し、当社グループに生じた重要案件をソニーグループ株式会社のディスクロージャー・コミッティに報告する。

1-2. 当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の取締役会は、当社グループの企業価値向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款および取締役会規定に定める事項を決議し、当社グループの業務執行を監督する。
- 2) 当社は、執行役員を含む当社役員の職務分掌を定め、各担当役員は自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてソニーグループ全体及び当社グループの経営目標の達成に努め、ソニーグループ及び当社グループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。
- 3) 当社は、業務執行に係る意思決定を効率的に行うため、「ソニーグループ決裁規程」を採択し、同規程をはじめとするソニーグループ株式会社が制定した各種のソニーグループ共通の方針・規則を踏まえて、取締役会から権限委譲を受けた者の事前の承認を要する事項を明文化した「ソニー株式会社決裁規程」を定め、「ソニーグループ決裁規程」と併せて、当社グループ各社に周知・徹底する。当社は、業務執行に関する意思決定を迅速かつ機動的に行うため、経営会議を設置し、「ソニー株式会社決裁規程」に基づき該当する事項について経営会議において審議する。

1-3. 当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ各社は、定期的に、もしくはその都度リスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制(リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等)の整備・運用を行う。これに加え、執行役員を含む当社の役員は、自己の担当領域において、当社グループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制(当社の各部署及び当社グループ各社から必要に応じてリスクの検討・評価結果の報告を受けられる体制を含む。)の構築・維持を推進し、管理する。

1-4. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社は、「ソニーグループ決裁規程」及び「ソニー株式会社決裁規程」並びにそれらに基づき当社グループ各社が事前に当社の承認を要する事項及び当社グループ各社から当社への報告を求める事項等を明文化した当社グループ各社の決裁規程に基づき、当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告の体制を構築する。さらに、上記の通り、「情報開示に関する統制と手続」に基づき、重要案件に関する当社グループ各社から当社への報告の体制を構築する。

1-5. 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループ各社は、その職務執行に伴い作成する書類その他の情報の保存・管理等の取扱いについては、「ソニーグループ記録保管規則」を運用、遵守する。

2. 当社の監査役の職務の執行に関する体制

2-1. 当社グループ各社の取締役及び使用人その他の者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 当社の監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役等の職務執行状況の報告を受けるとともに、議事録等や決裁文書の閲覧を随時求めることができる。
- 2) 当社の監査役は、当社グループの内部統制に関わる部門(内部監査・経理・財務・コンプライアンスに関わる部門その他)から、活動報告を受けることができる。

2-2. 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務執行を補佐するため、監査役が求めた場合は監査役を補助する者(以下、「補助使用人」という)を置く。補助使用人は、監査役の指示のもと、自ら、あるいは関連部署と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析を行うとともに、必要に応じて監査役を補佐する。

2-3. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループでは、全ての役員・従業員に対して、会社の方針、事業活動あるいはその他の行為が法令・規則又は社内規則・方針に違反している(もしくは違反のおそれがある)と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しており、このような懸念が速やかに報告され、またその報告が適切に処理されるよう、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度が構築、維持されている。監査役への報告であるかどうかにかかわらず、当社グループ各社は、かかる情報をもとに通報を行った役員・従業員を、公正にまた丁重に取り扱い、かかる通報者に対する一切の報復措置を許容せず、また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。

2-4. 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人に関する指揮命令は監査役が行う。補助使用人の任免、人事評価及び懲戒等については、監査役の同意を必要とする。補助使用人は、監査役の指示のもと、監査のために必要に応じて当社グループ各社の会議体に陪席することができる。

2-5. 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手当てとその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役が作成する活動計画及び費用計画に基づいて監査役がおこなった活動に伴い発生した費用を負担する。

2-6. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じて面談を持つことができる。
- 2) 当社の会計監査人を交代もしくは解任する場合は監査役の事前の承認を得るものとする。
- 3) 当社グループの監査役及び内部監査担当部署の責任者の選解任については、親会社であるソニーグループ株式会社の監査委員会の事前同意又は報告を要する。

(2) 体制の運用状況の概要

- ・当社は、「ソニーグループ行動規範」その他重要なソニーグループ共通の方針・規則を採択し、また、これらの重要なソニーグループ共通の方針・規則に基づき、当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行に関する体制や規程その他の方針・規則を定めています。また、当社グループにおいて、かかる方針・規則等を踏まえたコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しています。その一環として、当社グループでは、「ソニーグループ行動規範」その他の重要な方針・規則等を継続的に周知し、啓発活動や研修を行っています。
- ・当社グループは、法令や社内規則違反の予防／発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度(ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン)を導入し、継続的に周知しています。
- ・当社グループは、「ソニーグループ決裁規程」および「ソニー株式会社決裁規程」による適切な意思決定を行っています。また、当社グループに生じた重要案件が当社及びソニーグループ株式会社に報告される体制を維持、運用しています。
- ・当社は、業務執行に関する意思決定を効率的に行うため、当社役員の職務分掌を定め、また、「ソニー株式会社決裁規程」に基づく迅速かつ機動的な審議を行っています。
- ・当社グループは、リスク管理のため、定期的にビジネスリスクを検討・評価し、当社グループに損失を与え得るリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。
- ・当社グループは、取締役の職務遂行に係る意思決定の記録、権限を委譲された従業員による決裁の記録、及び取締役の職務執行を直接補佐する会議体の記録を、法令及び「ソニーグループ記録保管規程」に従い適切に保存及び管理しています。
- ・当社グループは、意思決定プロセスその他内部統制の有効性を担保するため、内部監査を担当する部署により、各年度の監査計画に則り、当社およびグループ会社に対する内部監査を適宜実施しています。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするにあたっては第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由
親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見
該当事項はありません。

2021 年度

附属明細書(事業報告関係)

自 2021 年4月1日

至 2022 年3月 31 日

ソニー株式会社

事業報告 附属明細書

事業報告において附属明細書に記載する事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

ソニー株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
穴戸 賢市
77530218591A48F...

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:
光廣 成史
71F56D4B6C73448...

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2021 年度

計 算 書 類

自 2021 年4月1日

至 2022 年3月 31 日

ソニー株式会社

貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	346,735	流動負債	374,514
現金及び預金	501	電子記録債権	527
預け掛金	60,747	支払手形	52
売掛金	179,502	買掛金	184,437
商品及び製品	143	リース債権	103
仕掛品	858	短期借入金	64,644
前払費用	3,681	未払金	79,548
未収入金	98,723	未払費用	17,690
その他	2,580	未払法人税等	1,185
固定資産	240,663	諸預り金	650
(有形固定資産)	(7,041)	賞与引当金	20,683
建物及び附属設備	2,341	その他	4,995
機械及び装置	2,094	固定負債	38,965
工具・器具及び備品	2,379	リース債権	148
リース資産	216	退職給付引当金	37,366
建設仮勘定	10	資産除去債	1,028
(無形固定資産)	(38,159)	その他	422
特許権	1,054	負債合計	413,479
ソフトウェア	32,532	純資産の部	
リース資産	5	株主資本	173,919
その他	4,569	資本金	3,000
(投資その他の資産)	(195,463)	資本剰余金	261,129
関係会社株式	144,381	その他資本剰余金	261,129
投資有価証券	125	利益剰余金	△ 90,209
出資	3	その他利益剰余金	△ 90,209
繰延税金資産	50,807	繰越利益剰余金	△ 90,209
その他	148	純資産合計	173,919
資産合計	587,398	負債・純資産合計	587,398

損 益 計 算 書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

	金 額
	百万円
売 上 高	1,425,640
売 上 原 価	1,223,031
売 上 総 利 益	202,609
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	123,854
営 業 利 益	78,755
営 業 外 収 益	62,554
受 取 利 息 ・ 配 当 金	61,399
そ の 他	1,155
営 業 外 費 用	4,990
支 払 利 息	436
そ の 他	4,554
経 常 利 益	136,319
税 引 前 当 期 純 利 益	136,319
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 244
法 人 税 等 調 整 額	△ 7,190
当 期 純 利 益	143,753

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から 2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本									純資産計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本計	純資産計			
		準備金	その他剰余金	資本剰余金				繰越利益剰余金	利益剰余金	
当期首残高	3,000	2,264	337,912	340,176		△ 479,292	△ 479,292	△ 136,116	△ 136,116	
当期変動額										
当期純利益						143,753	143,753	143,753	143,753	
自己株式の消却			△ 76,783	△ 76,783				△ 76,783	△ 76,783	
合併による増加		243,065		243,065				243,065	243,065	
準備金から剰余金への振替		△ 245,329	245,329	0				0	0	
欠損補填			△ 245,329	△ 245,329		245,329	245,329	0	0	
当期変動額合計	-	△ 2,264	△ 76,783	△ 79,047		389,082	389,082	310,035	310,035	
当期末残高	3,000	0	261,129	261,129		△ 90,209	△ 90,209	173,919	173,919	

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ロ. その他有価証券
移動平均法による原価法
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定額法
 - ② 無形固定資産 定額法
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
3. 引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てる為、支給見込額にもとづき計上しております。
 - ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することと
しています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。
4. 収益及び費用の計上基準
商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益とし

て処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」を適用しております。当該会計基準は遡及適用されますが、会計方針の変更の累積的影響額はありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日公表分)第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。これによる、計算書類に与える影響はありません。

「棚卸資産の評価基準及び評価方法」は、従来、先入先出法による原価法としておりましたが、当事業年度より移動平均法による原価法へ変更しました。この変更は、2021年4月1日付の当社を存続会社、ソニーエレクトロニクス株式会社、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社およびソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社を消滅会社とする吸収合併契約を契機として、合併後の保有棚卸資産状況を鑑みたうえで変更をしております。また、本変更による吸収合併時の影響及び期首利益剰余金額への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、貸借対照表上「未払費用」に含めていた未払額の一部を、連結決算における国際財務報告基準移行を契機として、表示の明瞭性を高める観点から「未払費用」及び「未払金」の表示科目を整理した結果、「未払金」に含めて表示しております。

前事業年度において、貸借対照表上、区分掲記していた「流動資産」の「未収入金連結納税」は、表示の明瞭性を高める観点から表示科目を整理した結果、「未収入金」に含めて表示しております。

前事業年度において、貸借対照表上、区分掲記していた「流動負債」の「製品保証引当金」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示しています。

(貸借対照表関係)

1. 資産に係る減価償却累計額	19,540百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	113,589百万円
関係会社に対する短期金銭債務	102,430百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	266,437 百万円
仕入高	54,040 百万円
その他の営業取引	86,817 百万円

営業取引以外の取引高

受取配当金	61,340 百万円
その他営業取引以外の取引高	943 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	前期末株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	60,001	2
自己株式 普通株式	-	-
合計	60,001	2

2. 配当に関する事項

該当ありません。

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式評価減	87,454 百万円
税務上の繰越欠損金	20,198 百万円
退職給付引当金	11,442 百万円
賞与引当金	6,307 百万円
繰越外国税額控除	6,284 百万円
未払特許権使用料	2,477 百万円
その他	12,517 百万円
繰延税金資産小計	146,679 百万円
評価性引当額	△ 95,651 百万円
繰延税金資産合計	51,028 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	203 百万円
その他	19 百万円
繰延税金負債合計	222 百万円
繰延税金資産の純額	50,807 百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

ソニーグループでは、日本においては、ソニーグループ㈱（以下「SGC」）を中心として資金の集中化及び効率化をしております。そのため、当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、SGCからの借入により資金を調達しております。また、借入金の主な用途は運転資金及び設備投資資金です。

受取手形及び売掛金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程にそってリスク低減を図っております。

なお、デリバティブ取引については、Sony Global Treasury Services Plc.（以下「SGTS」）と実需の範囲で、外貨建債権債務の為替変動リスクに対して、為替予約取引を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、投資有価証券は全て市場価格のない株式等（貸借対照表計上額125百万円）で構成されるため、以下の表に含めておりません。

現金・預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、短期リース債務、未払金、ならびに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、長期リース債務においても、契約時の利率は期末に同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率とほぼ等しく、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) デリバティブ取引	(440)	(440)	-

(*)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの：

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価及び評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益	時価の算定方法
市場取引以外の取引	為替予約 売建				SGTS から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。
	米ドル	10,403	△672	△672	
	ユーロ	23,472	△1,110	△1,110	
	人民元	9,070	△578	△578	
	買建				
	米ドル	29,353	1,696	1,696	
	ユーロ	5,348	224	224	
人民元	-	-	-		
合計		77,646	△440	△440	

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソニーグループ株式会社	被所有 直接 100.0%	役員の兼任 ライセンス料の支払 賃借料等の決済 連結納税 租税債権 資金取引	特許料の支払 (*1)	40,440	未払金	4,426
				賃借料等の決済 (*2)	15,410	未払金	7,692
				連結納税 租税債権	16,025	未収入金	16,025
				資金の預入 (*3)	60,114	預け金	60,747
				資金の借入返済 (*3)	64,286	短期借入金	64,644

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- *1 特許料の支払については、契約で定められた条件にもとづき支払を行っております。
- *2 賃借料等の決済については、契約で定められた条件にもとづき支払を行っております。
- *3 預け金及び借入金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社	被所有 直接 100.0%	当社製品の製造	製品の購入 (*1)	54,381	買掛金	11,282
			外部取引先との支払決済	研究開発費等の決済 (*1)	27,238	未払金	8,743
	ソニーマーケティング株式会社	被所有 直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (*1)	265,038	売掛金	31,304
親会社の子会社	Sony (China) Ltd.	なし	当社製品の販売	製品の販売 (*1)	67,265	売掛金	8,166

親会社の子会社	Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.	なし	当社製品の販売	製品の販売 (*1)	199,229	売掛金	29,483
	Sony Electronics Inc.	なし	当社製品の販売	製品の販売 (*1)	401,362	売掛金	57,839
	Sony Europe B.V.	なし	当社製品の販売	製品の販売 (*1)	325,473	売掛金	35,159
						未払金	9,674
	Shanghai Souguang Visual Products Co., Ltd.	なし	当社製品の製造	原材料の有償支給 (*1)	47,641	未収入金	6,971
				製品の購入 (*1)	100,774	買掛金	15,161
	Sony Technology (Thailand) Co., Ltd	なし	当社製品の製造	製品の購入 (*1)	157,448	買掛金	14,756
	Sony EMCS (Malaysia) Sdn Bhd.	なし	当社製品の製造	原材料の有償支給 (*1)	76,172	未収入金	6,752
				製品の購入 (*1)	265,840	買掛金	34,018
	Sony Global Treasury Services Plc.	なし	為替・資金取引	資金の預入 (*2)	633	-	-
				資金の借入返済 (*2)	88,998	-	-
				為替予約 売建 (*3)	438,124	-	42,945
				為替予約 買建 (*3)	297,125	-	34,701

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

- *1 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
- *2 資金の預入及び借入返済については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

*3 為替予約の取引金額には、期中の契約額の累計を記載しております。また、期末残高には、期末に残存する契約額を記載しております。なお、取引条件は、契約時の為替相場等にもとづき、合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する事項)

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 86,959,711,227.50 円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 863,999,362.29 円 |

2021 年度

附属明細書(計算書類関係)

自 2021 年4月1日

至 2022 年3月 31 日

ソニー株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当償却	差引
								期末帳簿価額
有形固定資産	建物	87	3,099	142	3,043	702	344	2,341
	構築物	1	16	1	16	16	0	0
	機械及び装置	1,020	6,130	973	6,177	4,082	718	2,094
	車両運搬具	-	1	-	1	1	-	0
	工具、器具及び備品	7,832	10,371	1,264 (4)	16,940	14,561	769	2,379
	リース資産	-	692	299	394	178	102	216
	建設仮勘定	-	736	725	10	-	-	10
	計	8,940	21,044	3,404 (4)	26,580	19,540	1,932	7,041
無形固定資産	特許権	28,613	1,188	-	29,801	28,747	134	1,054
	ソフトウェア	4,998	164,614	478 (196)	169,133	136,602	15,769	32,532
	リース資産	-	6	1	5	0	0	5
	その他	16	31,950	1,048 (189)	30,919	26,350	751	4,569
	計	33,627	197,758	1,527 (385)	229,858	191,699	16,654	38,159

(注) 「当期減少額」のうち()内の金額は、減損損失の計上額の内書です。

「当期増加額」の主な内訳は、2021年4月1日にソニーグループ(株)の一部を吸収分割したこと並びに、2021年4月1日にソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株)、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)を吸収合併したことに伴う引継ぎ金額であり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	資産の種類	ソニーグループ(株)	ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ(株)	ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ(株)	計
有形固定資産	建物	-	902	1,957	2,859
	機械及び装置	-	924	3,739	4,663
	工具、器具及び備品	0	1,394	7,694	9,088
	車両	-	-	1	1
	リース資産	-	331	227	558
	建設仮勘定	-	715	3	718
	計	0	4,266	13,621	17,887
無形固定資産	ソフトウェア	3,216	55,440	89,140	147,796
	リース資産	-	0	1	1
	その他	388	1,347	25,819	27,554
	計	3,604	56,787	114,960	175,352

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
賞 与 引 当 金 (*1)	18,768	20,864	18,949	20,683
退 職 給 付 引 当 金 (*2)	0	41,758	4,392	37,366

(注) *1 賞与引当金の当期増加額は、当期首に行った吸収分割に伴う181百万円の賞与引当金の移管額を含みます。

*2 退職給付引当金の当期増加額は、当期首に行った吸収分割に伴う38,393百万円の退職一時金制度の移管額を含みます。

3. 販売費及び一般管理費の明細






(単位：百万円)

科 目	金 額
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 額	△ 1 3 5
貸 倒 損 失	9
賞 与 引 当 金 繰 入 額	5 , 5 5 6
退 職 給 付 費 用	1 , 6 2 9
業 務 委 託 費	2 1 , 8 8 1
減 価 償 却 費	1 , 7 7 7
特 許 権 使 用 料	5 5 , 0 0 9
そ の 他	3 8 , 1 2 8
計	1 2 3 , 8 5 4

以上は、会社法435条2項に定められた書類であります。

2022年6月21日

ソニー株式会社

代表取締役社長	榎 公雄	
取締役	吉田 憲一郎	
取締役	高木 一郎	
取締役	十時 裕樹	
取締役	石塚 茂樹	
取締役	勝本 徹	